

Press Release

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 18 日

【照会先】

労働基準局安全衛生部

化学物質対策課長 森戸 和美

副主任中央労働衛生専門官 常盤 剛史

中央労働衛生専門官 富賀見 英城

（代表電話）03(5253)1111（内線 5516、5515）

（直通電話）03(3502)6756

労働衛生課長 武田 康久

産業保健支援室長 塚本 勝利

（代表電話）03(5253)1111（内線 5522）

（直通電話）03(3502)6755

芳香族アミンによる健康障害の防止対策について 関係業界に要請しました

厚生労働省では、化学工業をはじめ多くの事業場で使用される化学物質について、労働安全衛生関係法令に基づき、健康障害防止対策を進めています。

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しました。膀胱がんを発症した労働者においては、オルト-トルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっていますが、現在、作業実態や発生原因について所轄の労働局・労働基準監督署及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所において調査を行っているところです。

これらのことを踏まえ、予防的観点から、本日（12 月 18 日）、一般社団法人日本化学工業協会及び化成品工業協会に対して、芳香族アミンによる健康障害の防止対策の適切な実施を要請しました。（要請内容は、別添のとおりです。）

また、緊急対応として、当該事業場で取り扱われている芳香族アミンのうち、膀胱がんとの関連があるとされているオルト-トルイジンを取り扱う事業場として厚生労働省が把握しているものについて、労働者のばく露防止と健康管理の徹底が図られるよう、労働局・労働基準監督署による調査・指導を実施します。

※当該事業場で取り扱われている芳香族アミン 5 物質の労働安全衛生法令に基づく規制の状況

これらの物質の製造等の禁止や、管理濃度を定めた上での局所排気装置の設置・健康診断の実施等の義務づけはされていないが、これらの物質を取り扱う事業者には、有害性等を確認するよう努めるほか、空气中の濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する等により適切に管理しながら使用することなどが求められている。また、譲渡提供時の危険有害性や取扱い上の注意事項等を記載した安全データシートの提供が義務付けられている。

基安発 1218 第 1 号
平成 27 年 12 月 18 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

芳香族アミンによる健康障害の防止対策について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しました。膀胱がんを発症した労働者においては、オルトートルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことが分かっていますが、現在、作業実態や発生原因について調査中です。（別紙 1 参照）

これらのことを踏まえ、予防的観点から、下記のとおり芳香族アミンによる健康障害の防止対策が適切に実施されるよう要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 事業場で取り扱う別紙 2 の芳香族アミンについて、安全データシート（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 の規定に基づく通知をいう。）の危険有害性情報に従って、業務の状況に応じた換気、防毒マスクの着用等の適切なばく露防止対策を講じること。
- 2 別紙 2 の芳香族アミンを現に取り扱っている又は取り扱ったことのある事業場においては、一般定期健康診断の実施及び当該事後措置の徹底を図ること。
また、オルトートルイジンについては、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対する緊急の措置として、できる限り特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）にある膀胱がんに関する健康診断項目（別紙 3）の検査を実施するとともに、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。

別記

一般社団法人日本化学工業協会
化成品工業協会

染料・顔料の中間体の製造工場における膀胱がん発症事案について

1. 事業場の概要

業種：化学工業製品製造業（染料・顔料の中間体の製造）

労働者数：約 40 名

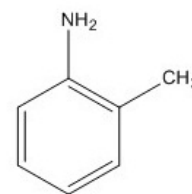
2. 事案概要

- 平成 27 年 12 月 3 日、事業場から、当該事業場の労働者 4 名（他に退職者 1 名、計 5 名）が膀胱がんを発症している状況について、所轄の労働局に報告があった。
- 現職労働者 4 名については全て男性、年齢は 40 代後半から 50 代後半、当該事業場での就労歴は 18 年から 24 年。
- 所轄の労働局・労働基準監督署及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所において、作業実態や発生原因について調査を開始。なお、膀胱がんを発症した労働者には、会社を通じて労災保険の請求勧奨を行っている。
- これまでの調査により、膀胱がんを発症した現職労働者 4 名については、オルトートルイジンをはじめとした芳香族アミンの原料（別紙 2 参照）から染料・顔料の中間体を製造する工程において、原料を反応させる作業、生成物を乾燥させ製品にする作業に共通して従事していたことが分かっている。
- 厚生労働省としては、引き続き、オルトートルイジンを中心に原因の究明作業を行う。

本件事業場で取り扱われている発がんに関係する芳香族アミン

1. ^{オルト} ー トルイジン (o-Toluidine)

- ・ CAS 番号 95-53-4
- ・ 外観 無色～黄色の液体
- ・ 沸点 200℃
- ・ 用途 染料・顔料の中間体原料、エポキシ樹脂硬化剤原料
- ・ 安衛法上の位置付け SDS 交付対象物質
- ・ 有害性情報



IARC (国際がん研究機関) グループ 1 (ヒトに対して発がん性がある)

※オルトートルイジンは膀胱がんを引き起こすと指摘されている。

日本産業衛生学会 発がん分類 2A (ヒトに対しておそらく発がん性がある)

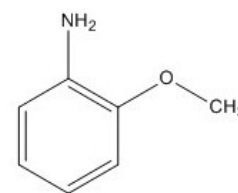
許容濃度 1ppm

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

TLV-TWA 2ppm

2. ^{オルト} ー アニシジン (o-Anisidine)

- ・ CAS 番号 90-04-0
- ・ 外観 赤色～黄色の液体
- ・ 沸点 213℃
- ・ 用途 染料中間体
- ・ 安衛法上の位置付け SDS 交付対象物質
- ・ 有害性情報



IARC (国際がん研究機関) グループ 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる)

日本産業衛生学会 発がん分類 2B (ヒトに対する発がん性が疑われる)

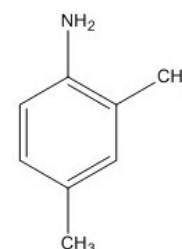
許容濃度 0.1ppm

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

TLV-TWA 0.5mg/m³

3. ^{に よん} 2,4-キシリジン (2,4-Xylidine)

- ・ CAS 番号 95-68-1
- ・ 外観 澄明で淡黄色の液体
- ・ 沸点 214℃
- ・ 用途 染料・顔料中間体
- ・ 安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質
- ・ 有害性情報



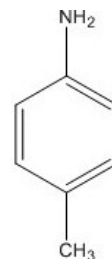
IARC (国際がん研究機関) グループ 3 (分類できない)

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)

※Xylidine (異性体混合物) について

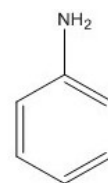
4. ^{パラ}p-トルイジン (p-Toluidine)

- ・ CAS 番号 106-49-0
- ・ 外観 無色の薄片 ・ 融点 44-45℃ ・ 沸点 200℃
- ・ 用途 顔料中間体・農薬合成原料
- ・ 安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質
- ・ 有害性情報
 - IARC (国際がん研究機関) 評価なし
 - ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)
 - TLV-TWA 2ppm



5. アニリン (Aniline)

- ・ CAS 番号 62-53-3
- ・ 外観 無色の液体 ・ 沸点 184℃
- ・ 用途 ムタン中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料
- ・ 安衛法上の位置づけ SDS 交付対象物質
- ・ 有害性情報
 - IARC (国際がん研究機関) グループ3 (分類できない)
 - ACGIH (米国産業衛生専門家会議) 発がん性区分 A3 (動物に対して発がん性がある)
 - TLV-TWA 0.5ppm skin



※ SDS 交付対象物質とは、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき、当該化学物質を含有する製剤等を譲渡又は提供する際に、製剤等の名称、成分、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等の情報を記載した文書（安全データシート（SDS））を交付することが義務付けられている物質をいう。当該物質を取り扱う事業者は、労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づき、化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施に努めること、労働安全衛生規則に基づく一般的健康障害防止措置を講ずることが求められる。

オルトートルイジンに関する検査項目

1 対象者に共通に実施する項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 尿沈渣^さ検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診）
の検査

2 上記 1 の検査の結果、医師が必要と認めた場合に実施する項目

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡^{ぼうこう}検査又は腎盂^う撮影検査